

昭和 34 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省振興局

# 協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第3章第22条の規定に基き、昭和34年度における農業及び生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び補助金の交付をうけて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法第40条の規定による歳入歳出清算の添付書類として、国会に提出するため、作成したものである。

## 目 次

I. 昭和34年度の予算	1
II. 実施された事業の概要	6
A. 農業改良普及事業費	6
1. 職員の設置	6
(i) 農業改良普及員	6
(ii) 専門技術員	7
(iii) 職員の普及活動の概要	8
2. 資格試験	12
3. 農業改良普及所の設置	14
4. 巡回指導施設の整備	14
5. 農業改良指導施設の設置	15
6. 稲作農業総合指導施設の設置	15
7. 改良普及員の研修の実施	16
B. 生活改善普及事業	17
1. 職員の設置	17
(i) 生活改良普及員	17
(ii) 専門技術員	18
(iii) 改良普及員の普及活動の概要	20
2. 巡回指導施設の整備	25
3. 生活改善普及器材の整備	25

4. 農家生活技術改善研究の実施	25
(1) 農家生活技術適応実験の実施	26
(2) 農家生活技術連絡研究の実施	28
5. 生活改善展示実験施設増設	29
6. 生活改良普及員に対する研修	29
(1) 地別研修	29
(2) ブロック研修	30
7. 生活改良普及員の養成	31
C. 農業講習施設による改良普及員等の養成	31
D. 経営伝習農場による農村青少年の教育	32

## I. 昭和34年の予算

農業改良助長法第3章により、補助金を交付される勘定農業普及事業の内容は同法第14条により、次のように規定されている。

1. 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
2. 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器械の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実施展示を行なうこと。
3. 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行なうこと。
4. 前2号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により1.及び2.の事業については、都道府県は配分された国の補助金に都道府県費を2分の1加えて支出することが求められている（補助率 $\frac{2}{3}$ ）。農業及び生活に関する普及事業のうち補助率 $\frac{2}{3}$ の事業について、都道府県別の支出額は附表(1)及び(2)

のとおりである。3. 及び 4. の事業については、国庫補助金と同額の都道府県費の支出が求められているが（補助率 1/2），これらの事業のうち農業講習所及び経営伝習農場の経費についての都道府県別支出額は附表(3)及び(4)のとおりである。

昭和 34 年度において定められた国の予算額及び事業別の内容は下記のとおりである。

(i) 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係るもの

(1) 農業改良普及事業費補助金

i. 農業改良普及職員設置費補助金 1,672,113,000 円

農業の改良普及に従事する都道府県の専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費、指導旅費である。専門技術員は前年度どおりで 597 人、農業改良普及員は 10,726 人（普及所長 1,586 人、特技普及員 1,060 人、一般普及員 8,080 人）を設置する。

ii. 普及事務所運営費補助金 114,660,000 円

農業改良普及所の必要な経費の一部を補助するものである。

iii. 巡回指導施設費補助金 17,356,000 円

改良普及員の巡回指導に必要なオートバイ 203 台

の購入費である。

IV. 農業改良指導施設費補助金 14,481,000 円

當農改善上の重要課題について農家の協力のもとに  
農家の圃場を借りて改良技術を総合的に実地に応用し、  
これが普及とされるための試作圃の管理運営費である。

V. 畑作農家総合指導施設費補助金 14,646,000 円

畑作地帯における當農改善の指導を強化するため、  
指導施設を設置し、普及の拠点たらしめるための運営  
費である。

(2) 生活改善普及事業費補助金 252,236,000 円

I. 生活改善普及職員設置費補助金 235,538,000 円

農家生活改善の普及指導に従事する専門技術員及び  
改良普及員の設置に必要な人件費及び旅費である。  
設置員数は専門技術員は前年に引き続き 92 人、改良  
普及員は 92 人増で 168 人である。

II. 巡回指導施設費補助金 9,386,000 円

改良普及員の巡回指導を効率化するために新たにス  
クーター 130 台を設置するに必要な経費である。

III. 生活改善普及器材整備費補助金 1,657,000 円

改良普及員の普及活動に必要な幻燈スライド、水質

検査器、携帯用木土器具セット、携たい用黒板、フランネル板等を整備する経費である。

iv. 農業生活技術改善研究費補助金 3,858,000 円

各都道府県の生活技術改善のための実験を行なうに必要な経費、ならびに 12 県を指定して実施する生活技術連絡研究に必要な経費である。

v. 生活改善展示実験施設増設費補助金 1,796,000 円

穀パン技術実験実習のために必要な設備、器具を備えるための経費である。

(口) 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に係るもの。

(1) 改良普及員研修費補助金 10,769,000 円

改良普及員にその地区の農業事情に応じ、必要な技術を充分習得せしめ、地区における総合的指導力をたかめるための技術研修と、普及活動の効率化を普及指導の濃密化を図るための特技普及員新任予定者研修に必要な経費である。

(2) 生活改良普及員研修費補助金 1,133,000 円

生活改良普及員に対し、生活技術、普及方法等普及活動の推進に必要な研修を実施するための講習材料費、講

謝金等である。

(3) 農業講習所費補助金

16,385,000 円

改良苗及員専第一線農業技術者の養成のため、都道府県農業試験場内に設置されている農業講習所の増改築、  
調修費、設備整備費及び園芸教育施設費である。

(4) 生活改善普及職員養成費補助金

2,607,000 円

生活改良普及員養成施設の宿舎の増築及び組織運営に  
必要な経費である。

(5) 経営伝習農場費補助金

19,621,000 円

農家の後継者育成のため、農業及び生活の実務講習を行なう都道府県の経営伝習農場の建物の増改築修繕費、  
生産教育施設整備費せらびに経営伝習農場新設費である。

## II 実施された事業の概要

### A 農業改良普及事業費

#### 1 職員の設置

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として農業改良助長法第14条の2によって専門技術員及び改良普及員が置かれている。

専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究するとともに改良普及員の指導に当っており、改良普及員は、直接農民に接して農業に関する科学的技術及び知識の普及指導に従事している。

専門技術員及び改良普及員の任用資格は、法律に基いて政令で定められていて、その資格を有するものでなければ任用されない。

#### (1) 農業改良普及員

農業改良普及所に所属し、普及事業の現地勤務に従事する農業改良普及員の定数は、4月から11月までは10,626人（普及所長1586人、一般普及員8510人）で、12月から特技普及員530人（新規増100人、一般普及員から振替430人）が置かれ、全国で10,726人（普及所長1586人、特技普及員1,060人、一般

普及員 8080人)となつた。その充足状況は、下記のとおりである。

国 種 助	
定 員	現 員
10,726人	10,721人

この都道府県別の数は、附表(5)のとおりである。

特技普及員は、最近の畜産・園芸等畑作振興、農業機械化の推進等に即応して、技術指導を強化するため特定の技術につき高度の技術知識をもった改良普及員1598人(畜産913人、そ葉241人、果樹235人、農機具209人)を3ヵ年計画で、必要な普及所に緊急に配置しようとするもので、特技普及員は、原則として改良普及員の経験が3年以上ある者のうちから選ばれ、特技の種類ごとにブロックに集め、6カ月の研修の後、普及所に配置された。

#### (四) 専門技術員

専門技術員は、都道府県の普及事業担当課若しくは農業試験場に駐在し、試験研究機関と密接に連絡しつつ各専門項目について調査研究するとともに改良普及員を援助し、普及事業の推進に当っている。

専門項目は、稻、麦及び雑穀、病害虫、土壤肥料等の20項目に分れ、各都道府県では、その県の農業事情に応じて項目を選択して有資格者の中から任用している。

34年度における国庫補助の定員は597人であるが、その専門項目別設置数は次のとおりである。

稻	56人	畜産一般	57人
麦及び雑穀	40"	乳牛	13"
農機具	36"	養鶏	4"
家畜衛生	7"	農畜産加工	25"
畜力利用	7"	飼料作物及び草地改良	18"
工芸作物	24"	営農林	2"
土壤肥料	52"	普及方法(青少年)	12"
病害虫	51"	普及方法(農業)	12"
果樹	57"	農業土木	1"
そら豆びいも類	59"		
農業経営	55"		

なお、都道府県別設置状況は附表(6)のとおりである。

#### (ii) 職員の普及活動の概要

普及事業の発足当初、新技術の導入とその成果によって、改良普及員は、農家の信頼をたかめ、その後も技術

の伝達者として、農家の相談相手として農家からの要望が非常に多くなっている。改良普及員の活動はそれらの要望に応えるために、多忙を極め、その活動が夜間に及ぶことも少なく、農民と接する活動は、それらの処理で殆んど時間が使われて居る。

さらに、各種の補助獎励事業、市町村の行なう事業に対する技術的協力、試験研究機関の行なう各種現地試験や調査に対する協力等が改良普及員の活動として加わり、改良普及員の活動は、前述のように極めて多種多様になつて居る。

現在の改良普及員の活動は、その活動の仕方という面からだけ考えても、非常に玄雫であるとともに、ひとつの仕事や一日の仕事も数種類の仕事の組合せによって運ばれるとといった多様性をもつて居る。

例えば、昭和34年度における普及員活動記録（15都府県平均）の結果によれば、I. 農民を指導した時間（移動の時間を含む）46.4%， II. 指導準備に要する時間 27%， III. 事務をとっている時間 10.7%， IV. 打合せ会議の時間 11.6%， V. 調査畠査の時間 10.9%， VI. 研究に要した時間 8.1%， VII. その他時間 4.6%。

となっており、その1月当りの活動時間の平均は193時間となっている。

なお、33年度からは農業改良普及所が法律に基く位置機関とされ、普及員個々の活動を結集して普及所としての総合力を發揮するとともに地区内の農業技術指導のセンターとしての機能も果すよう期待されるようになつたので、従来の農業改良普及計画を部署及び農業研究会等の農民集団毎に検討整理して派化を期するとともにその指導に当つては地域分担活動よりも、各普及員の得意な指導項目を計画的に組合せることにより普及所としての総合力と機動性の強化に重点が置かれるようになり、活動の単位も普及員個人個人のそれから普及所を1単位とするようになり、地区内の市町村、農協等の農業指導機関団体とは農業改良普及計画に基いて連絡協調を強化することにより、農業技術指導のセンターとしての機能を果すよう努力が続けられている。

直接農民に接する活動については、地区農業改良普及計画に基く計画的な指導、季節的必行事項の指導、偶発的な事件処理の指導、自家農維持創設事業、農業改良資金についての指導、各種奨励事業に協力する仕事、社会

教育事業への協力、市町村の行事への協力、試験研究への協力、その他國又は県の厳しく協力する仕事というように多種多様であり、関係各分野からの協力要請がますます増加されて來ると、ただ要請されるままに兼計画に活動をつづけていては、十分な協力もできなくなるばかりでなく、改良普及更本來の仕事も達成されなくなるという反省から、普及活動の計画化ということが強調されるようになった。

普及事業発足当初は、普及活動方式も小地区制、中地区制、大地区制とさまざまであったが、昭和33年農業改良助長法の一部改正による中地区制の確立に伴い、ほぼ中地区活動方式へ転換されるに至っている。すなわち、中地区制度は、1人1人の普及員が特技をもってその資質を専門化し高度化するとともに、改良普及員相互の協力補完を図りながら、各普及員が特技を中心活動しようとするものであり、活動区域の拡大に伴う普及活動の能率の低下を防止するために、各普及所では地域担当と特技担当の組合せに工夫をこらしてきている。活動方式は地区の事情、普及所發展の歴史等によってそれぞれ異っているが、大別すればおよそ次のよろな現状となつて

いる。

旧市町村又は農協等の特定地域を担当地域として、その地域については担当普及員が専ら指導に当るというた地域担当のみの普及所(18.1%), 地域担当を主とし特技を中心として活動する特技担当を従とする普及所(60.6%), 特技担当を主とし地域担当を従とする普及所(17.2%), 担当地域はなく、各人の特技中心の活動を行なっている普及所(4.1%)となっている。

また、全国の普及所の内、畜産、そさい、果樹、農機貿易について特に重要な課題を有しているところには、前年度に引き続き本年度も530人の特技普及員が配置され、特技項目に重点を置いて活動を行なうことになったが、530人の内には一般普及員から430人の振替えが含まれているので、前記の普及員の活動のうち地域分担の活動が手薄になる感がある。

## 2. 資格試験

専門技術員及び改良普及員の任用資格については、農業改良助長法第14条に規定が設けられ、これに基いて「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」が定められている。改良普及員については、政

令第3条の規定に基き、都道府県に「改良普及員の資格試験及び資格認定に関する命令」が設けられ、この命令に基いて、都道府県毎に資格試験が行なわれたが、34年度における結果は下記のとおりである。

### 改良普及員資格試験成績概況

学歴 区分	大学卒業者			高専・短大卒業者			農業講習所卒業者			旧中等学校新制高校卒業後3年以上の経験者			計		
	受験者	合資者	合格率	受験者	合資者	合格率	受験者	合資者	合格率	受験者	合資者	合格率	受験者	合資者	合格率
農業改良普及員	586	309	53%	219	94	43%	891	306	35%	282	121	43%	1980	130	67%
生活改良普及員	91	84	92%	711	493	69%	74	74	100%	49	20	41%	925	671	72%

専門技術員の資格試験は政令の定めるところにより、農林省で実施しているが、34年度における審査結果は下記のとおりである。なお、政令第二条の恒書に該当する者で資格認定の申請があつて、認定書を交付された者は18名である。

### 専門技術員資格試験成績概況

専門項目 区分	資格試験成績概況															普及方法 (農業)	普及方法 (農業)	計								
	穀類	豆類	麦類	そば及びひいも	粟穀類	樹木	工芸	土壌	病害	畜産	乳養	家畜	農業	畜業	農業	畜業	被服	食糧	庄園	家庭						
受験者	29	13	22	16	9	14	32	23	11	9	6	5	5	9	4	20	3	2	4	10	3	4	52	13	61	377
合格者	12	8	11	12	5	5	16	16	6	7	3	3	3	6	4	10	1	0	3	5	2	3	14	6	17	178
合格率(%)	41	62	50	75	36	36	50	70	55	100	50	60	60	67	100	50	33	0	25	50	67	75	27	46	28	47